

川崎市空家等対策連絡調整会議設置要綱

（目的及び設置）

第1条 川崎市空家等対策計画（以下「計画」という。）に基づき、関係課が連携し、着実に空家等対策を推進するため、関係課による空家等対策の推進状況の共有等及び管理不全空家等に対する役割や対応等について連絡調整を行うことを目的として、「川崎市空家等対策連絡調整会議（以下「会議」という。）」を設置する。

（所掌事項）

第2条 会議は、次の各号に掲げる事項について連絡調整を行う。

- （1）空家等の取組に関すること。
- （2）空家施策に関する国の制度改正及び国や他自治体の取組に関すること。
- （3）空家データベースに関すること。
- （4）計画に基づく管理不全空家等の対策に関するガイドラインの策定及びその運用に関すること。
- （5）その他計画の推進に必要な事項に関すること。

（組織及び構成）

第3条 会議は、別表1に掲げる者をもって組織する。

- 2 会議に座長、副座長を置き、座長は、まちづくり局住宅政策部長、副座長は、まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課長をもって充てる。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第4条 会議は、座長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 座長が必要と認めるときは、関係職員に出席を求め、意見・説明、資料提出等を求めることができる。

- 3 委員が会議に出席できないときは、その指名する者が代理して出席することができる。

(部会)

第5条 会議の下部組織として、空家等に関する必要な検討を行うため、部会を設置することができる。

- 2 部会委員の構成は、会議において決定する。
- 3 部会に部会長、副部会長を置き、それぞれ座長が指名した者を充てる。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 部会は、部会長が必要に応じて招集し、その議長となる。
- 6 部会長が必要と認めるときは、関係職員に出席を求め、意見・説明、資料提出等を求めることができる。
- 7 部会委員が会議に出席できないときは、その指名する者が代理して出席することができる。

(事務局)

第6条 会議及び部会の事務局は、まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は座長が会議に諮って定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年3月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年５月１６日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年５月１５日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年３月２６日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年５月９日から施行する。

別表１（第３条関係）

	総務企画局 都市政策部 企画調整課長
	総務企画局 行政改革マネジメント推進室 担当課長
	危機管理本部 危機管理部 担当課長
	財政局 財政部 財政課長
	財政局 税務部 資産税管理課長
	財政局 収納対策部 収納対策課長
	市民文化局 コミュニティ推進部 市民活動推進課長
	環境局 生活環境部 収集計画課長
	健康福祉局 保健医療政策部 生活衛生課長 （各区地域みまもり支援センター 衛生課長）
	健康福祉局 保健医療政策部 動物愛護センター所長
	まちづくり局 総務部 企画課長
◎	まちづくり局 住宅政策部長
○	まちづくり局 住宅政策部 住宅整備推進課長
	まちづくり局 住宅政策部 住宅整備推進課 担当課長
	まちづくり局 指導部 建築指導課長
	まちづくり局 指導部 宅地企画指導課長
	建設緑政局 道路河川管理部 路政課長 （各区道路公園センター 担当課長）
	消防局 予防部 予防課長 （各所轄消防署 予防課長）
	各区まちづくり推進部 地域振興課長

備考 ◎印は座長、○印は副座長